

年 月 日

小松島市長 殿

## 報告書

船長

| 船名                     | 船質     | 船舶番号 | 船籍港 | 総トン数 | 航行区域又は従業制限及び従業区域 | 主機の種類、箇数及び出力 |
|------------------------|--------|------|-----|------|------------------|--------------|
| 丸                      | 船      | 第 号  |     | トン   |                  | キロワット        |
| 船舶所有者                  | 住所     |      |     |      |                  |              |
|                        | 氏名又は名称 |      |     |      |                  |              |
| 船長の住所及び氏名              |        |      |     |      |                  |              |
| 機関長の住所及び氏名             |        |      |     |      |                  |              |
| 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号 | 船長     |      |     |      |                  | 第 号          |
|                        | 機関長    |      |     |      |                  | 第 号          |
| 発航港及び到着港               | 発航港    |      |     | 到着港  |                  |              |
| 事実発生の年月日時及び場所          |        |      |     |      |                  |              |

## 事 実 の て ん 末

記載心得

- 記載心付**

  1. (件名)には、「衝突」、「火災」、「遭難船舶救助」、「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。
  2. 主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が機関に関するものではないときは、記載することを要しない。
  3. 事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。
  4. 航行中他の船舶の遭難を知ったこと(無線電信によって知ったときを除く。)の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること。
  5. 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の船舶の用途(漁船にあっては、従事する漁業の種類を含む。)を備考として事実の末尾に記載すること。
  6. 船員法施行規則第14条ただし書の規定により航海日誌を提示しないときは、提示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。
  7. 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたりて契印をすること。